

特定建築物概要 記入上の注意事項 (八王子市用)

本概要是、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（八王子市規則第71号）の規定に基づき、特定建築物届の添付書類として御利用いただけるよう作成したものです。この記入上の注意事項を参考に御記入いただきますようお願いいたします。

なお、一つの特定建築物届（建築確認上1棟扱い）で複数の建築物がある場合には、別途ご相談ください。

《施設1》

【特定建築物】

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 名 称 | : 一般的に標ぼうしている特定建築物（ビル）の名称を記載する。 |
| 2 ふりがな | : 1の読みかたを「ひらがな」で記載する。 |
| 3 所在場所 | : 特定建築物の所在を表す住居表示を記載する。 |
| 4 管理室等電話番号 | : 特定建築物の管理についての問い合わせ先の電話番号を記載する。 |

【所有者1】

- | | |
|--------------|--|
| 1 氏名（法人名称） | : 特定建築物の所有者の氏名を記載する。
(1) 法人の場合は、その名称を記載する。
(2) 共有又は区分所有している場合は、当該共有者又は区分所有者を所有者として【所有者2～4】の記入欄に記載する。
なお、5以上ある場合は、別添に記載する。 |
| 2 ふりがな | : 1の読みかたを「ひらがな」で記載する。 |
| 3 法人代表者氏名 | : 1が法人の場合は、その法人の代表者の氏名を記載する。 |
| 4 ふりがな | : 3の読みかたを「ひらがな」で記載する。 |
| 5 代表者役職 | : 3の役職（代表取締役、社長、理事長）を記載する。 |
| 6 郵便番号 | : 7の郵便番号を記載する。 |
| 7 住所（事務所所在地） | : 1の住所を記載する。法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載する。 |

【届出者1】

《所有者以外の場合、当該特定建築物の全部の管理について権原を有することを証する書類が必要（※注1）》

- | | |
|------------|--|
| 1 氏名（法人名称） | : 特定建築物の所有者又は、当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者の氏名を記載する。
(1) 法人の場合は、その名称を記載する。
(2) 所有者又は、当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者が複数ある場合は、原則として全ての者を記載する。なお、4以上ある場合は、別添に記載する。
(3) 所有者が多数ある場合、届出事務等を円滑に行うため、便宜的に届出者氏名を所有者のうち代表として一者とすることも可能とする。ただし、この際には、本概要及び特定建築物届の届出者氏名欄に『所有者代表』と明記する。 |
|------------|--|

また、これはあくまで便宜的措置であるので、全ての所有者を届出者として届出したものとする。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 2 ふりがな | : 1 の読みかたを「ひらがな」で記載する。 |
| 3 法人代表者氏名 | : 1 が法人の場合は、その法人の代表者の氏名を記載する。 |
| 4 ふりがな | : 3 の読みかたを「ひらがな」で記載する。 |
| 5 代表者役職 | : 3 の役職を記載する。 |
| 6 郵便番号 | : 7 の郵便番号を記載する。 |
| 7 住所(事務所所在地) | : 1 の住所を記載する。法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載する。 |

【維持管理権原者 1】

《所有者以外の場合、当該特定建築物の維持管理について一切の権限を有することを証する書類が必要（※注2）》

- | | |
|--------------|---|
| 1 氏名（法人名称） | : 特定建築物の所有者又は、当該特定建築物の維持管理について一切の権限を有する者の氏名を記載する。
(1) 法人の場合は、その名称を記載する。
(2) 維持管理についての権原を持つ者の地位を分割又は、重複している場合は、全ての維持管理権原者を記入欄に記載する。なお、3 以上ある場合は、別添に記載する。 |
| 2 ふりがな | : 1 の読みかたを「ひらがな」で記載する。 |
| 3 法人代表者氏名 | : 1 が法人の場合は、その法人の代表者の氏名を記載する。 |
| 4 ふりがな | : 3 の読みかたを「ひらがな」で記載する。 |
| 5 代表者役職 | : 3 の役職を記載する。 |
| 6 郵便番号 | : 7 の郵便番号を記載する。 |
| 7 住所(事務所所在地) | : 1 の住所を記載する。法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載する。 |

※注1

届出者： 所有者の権限として、当該特定建築物の減失・毀損を防止し、その価値を維持し、それを利用及び改良することの全てを権利に基づきなし得る者をいい、当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者となる。

したがって、当該特定建築物所有者から契約により、特定建築物の全部の管理の権限を与えられていなければ、法第5条で規定する特定建築物所有者等（届出者）には、なり得ない。

※注2

維持管理権原者： 所有者、占有者等は、法第4条第1項で規定する建築物環境衛生維持管理基準に従い、当該特定建築物を維持管理することが義務付けられた維持管理権原者とされている。

しかし、特定建築物の所有者以外に占有者が存在する場合であっても、当該特定建築物所有者から契約により、特定建築物の維持管理に関する一切の権限を与えられていなければ、占有者が維持管理権原者にはなり得ない。

《施設 2》

- 1 主な特定用途 : 法施行令第 1 条の用途(11 用途)で最も占有面積の大きな用途を一つ〇で囲む。
- 2 特定用途 : 1 以外で該当する特定用途を〇で囲む。(複数選択可)
- 3 特定用途以外の用途 : 該当する用途を〇で囲む。(複数選択可)
- 4 建築年月 : 建築基準法第 7 条の 6 の「検査済証」の交付の年月を記載する。
- 5 使用に至った年月日 : 特定用途に供される部分の一部若しくは、全部の使用を開始した年月日を記載する。
- 6 延べ建築面積 : 建築基準法施行令第 2 条第 4 号でいう「延べ面積」を記載する。
- 7 特定用途に供される : 当該特定建築物における各階の「特定用途(そのもの)の部分」、部分の延べ面積 「特定用途に附隨する部分」及び「特定用途に附属する部分」の面積の合計を記載する。(※注 3)
- 8 建築面積 : 建築基準法施行令第 2 条第 2 号でいう「建築面積」を記載する。
- 9 階 高 : 建築基準法施行令第 2 条第 8 号でいう「階数」を記載する。

※注 3

特定用途(そのもの)の部分 : 事務所の事務室の部分や店舗の売り場の部分など、専用部分をいう。

特定用途に附隨する部分 : 廊下、階段、機械室、便所等のいわゆる共用部分で、特定用途(そのもの)の部分と密接不可分の関係にある部分である。

特定用途に附属する部分 : 「特定用途に付隨する部分」以外の部分で、店舗内の倉庫、事務所に附属する専用駐車場などが該当する。

《建築物環境衛生管理技術者》《建築物環境衛生管理技術者の免状本証(提示のみ)及びその写しが必要》

- 1 氏名 : 選任した建築物環境衛生管理技術者の氏名を記載する。
- 2 ふりがな : 1 の読みかたを「ひらがな」で記載する。
- 3 住 所 : 当該建築物環境衛生管理技術者の現住所を記載する。
- 4 免状番号 : 当該建築物環境衛生管理技術者の免状番号を記載する。

他特定建築物との兼任については、原則認めていないので保健所担当者と相談後、記載する。

また、建築物衛生法に基づく事業登録におけるいずれの資格者には、一切兼務できない。

- 5 兼任の有無 : 通常は「無」を〇で囲む。兼任を承認された場合にのみ「有」を〇で囲む。
- 6 兼任施設名称 : 兼任する特定建築物の名称を記載する。
- 7 兼任施設の所在場所 : 兼任する特定建築物の所在を表す住居表示を記載する。

《通知連絡先》

【通知先】 保健所からの講習会開催通知、検査等の調整のための連絡先

- 1 郵便番号 : 2 の郵便番号を記載する。
- 2 住 所 : 3 の所在地を記載する。
- 3 事務所等名称 : 連絡先となる管理会社、担当事業所などの名称を記載する。
- 4 ふりがな : 3 の読みかたを「ひらがな」で記載する。
- 5 部署名 : 3 の担当部署の名称を記載する。

- 6 電話番号 : 3 の電話番号を記載する。
7 FAX番号 : 3 のFAX番号を記載する。

《空気調和設備》

【空気調和設備】

- 1 空気調和設備の有無 : 設置の有無を○で囲む。
- 2 外気取入口(基準階) : 基準階(地下機械室などを除く)に対する外気取入口の位置で該当するものを○で囲む。
- 3 主な空気調和方式 : 当該特定建築物の基準階における主な設備を一つ選択する。
(1) 制御方式 : 該当する制御方式を○で囲む。
(2) 空調方式 : 該当する空調方式を○で囲む。
なお、(1)の制御方式を「機械換気のみ」、「なし」とした場合は、未記入とする。
- 4 フィルタの種類 : 室内用及び外気用に使用している除塵フィルタのうち、主に使用している最も性能の良いものを○で囲む。(室内・外気各1種)

【加湿装置】

- 1 加湿装置の有無 : 空調用加湿器(卓上用を除く)設置の有無を○で囲む。
- 2 加湿方式 : 主に使用している加湿方式を一つ○で囲む。
- 3 使用水 : 該当する加湿使用水を○で囲む。

【全熱交換器】

- 1 全熱交換器の有無 : 設置の有無を○で囲む。
- 2 全熱交換器の種類 : 設置形態として外調機などに設置している場合は「全体」を、パッケージに設置、若しくは、各階に単独設置している場合などは「個別」を○で囲む。

【冷却塔】

- 1 冷却塔の有無 : 当該建築物に設置されている冷却塔(地域冷暖房、通信設備、冷藏倉庫用などのビル管理外設備を含む)の有無を○で囲む。
- 2 種類・台数 : 当該冷却塔の種類を○で囲み、その台数及び冷却塔使用水を○で囲む。

《給水設備》

【給水設備(飲料水)】

- 1 細水系統
(1) 水道の区分 : 該当するものを○で囲む。
a 小規模貯水槽水道(条例対象外)
有効容量 10 m³以下の受水槽のみを設置している施設
b 簡易専用水道
有効容量 10 m³超の受水槽を設置し、水道水のみが供給されている施設(水道法第34条の2)

c 専用水道

水道法第 32 条に規定する専用水道に該当又は専用水道から給水を受けている施設

d 貯水槽無し

貯水槽を設置していない施設

e その他

いずれにも該当しない場合に選択し、カッコ内に記載する。

(2) 給水の方式：該当するものを○で囲む。(複数選択可)

a 受水槽方式高置水槽

受水槽（一次貯水槽）から高置水槽へ揚水し、重力落下を利用して給水する方式

b 受水槽方式圧力タンク（c に附属する圧力タンクを除く。）

受水槽から加圧タンクを介して給水する方式

c 受水槽方式ポンプ直送

受水槽から圧送ポンプにより給水する方式

d 水道直結方式増圧直結

受水槽が無く、増圧ポンプにより給水する方式

e 水道直結方式直圧直結

受水槽が無く、水道水の送水圧力のみで直接給水する方式

(3) 用途：該当するものを○で囲む。(複数選択可)

2 水源の種別 : 飲料水に使用している原水で該当するものを○で囲む。

3 給水管の材質 : 飲用給水管に使用している材質を○で囲む。

4 防錆剤使用の有無 : 細則第 4 条第 1 項に規定する「特定建築物給水用防錆剤使用開始届」を提出した場合にのみ、「有」を○で囲こむ。

5 直結給水栓の有無 : 受水槽室等に水道の直結給水栓が設置されている場合は、「有」を○で囲こむ。

6 塩素滅菌器の有無 : 設置の有無を○で囲む。

7 受水槽(一次貯水槽) : 受水槽（水道水等を初めに貯水する水槽）及び高置水槽（受水槽からの給水を受けている貯水槽、中間水槽、二次受水槽を含む。）に関する構造設備について記載する。紙面に記載できない場合は別添とする。

(1) 有効容量 : 貯水槽ごとに通常貯水している水量を記載する。
(容器としての水槽の大きさではない。)

(2) 種類 : 貯水槽別に水道の区分で該当するものを○で囲む。

a 小規模貯水槽水道（条例対象外）⇒ 小規模

b 簡易専用水道 ⇒ 簡専水

c 専用水道 ⇒ 専用

d その他

(3) 構造・内装 : 本体の材質で該当するものを○で囲む。

(4) 設置場所 : 各貯水槽の設置されている階層を記載する。

(5) 給水末端 : 高置水槽を有さない系統では、受水槽の記入欄に給水末端の位置を記載し、高置水槽を介する系統は、当該高置水槽から最も遠い水栓を給水末端としてそれぞれの位置を記載する。

《給湯設備》

【給湯設備（飲料水）】

- 1 給湯の方式 : 中央式（貯湯槽、熱交換器等を使用して給湯しているもの。循環式だけでなく一方通行のものも含まれる。）なお、電気式給湯設備等を手洗いごとに設置している場合は、局所式のみを○で囲む。
- 2 貯湯槽の有無 : 設置の有無を○で囲む。
- 3 給湯水の用途 : 該当する用途を○で囲む。（複数選択可）
- 4 給湯系統 : 給湯系統ごとの設備概要について記載する。
- (1) 循環ポンプの有無 : 設置の有無を○で囲む。循環ポンプとは、貯湯槽内の水を攪拌し水温を均一にするため設置されたものを指す。
- (2) 貯湯槽台数 : 同一系統における貯湯槽の台数を記載する。
- (3) 塩素滅菌器の有無 : 設置の有無を○で囲む。
- (4) 給湯管の材質 : 飲用給湯管に使用している材質を○で囲む。
- (5) 給水末端 : 当該給湯系統の最も遠い給湯末端の位置を記載する。

《雑用水設備》

【雑用水設備】

- 1 雜用水の有無 : 給水設備（飲料水）以外の給水設備として、トイレ洗浄水、散水などに使用する給水設備設置の有無を○で囲む。
- 2 雜用水槽の数 : 雜用水系統の一次貯水槽（上水補給や処理水を貯水する水槽）の数を記載する。
- 3 総容量 : 2つの雑用水槽の有効容量の合計を記載する。
- 4 雜用水槽 : 2つの雑用水槽を基本とする系統ごとの詳細を記載する。
- (1) 受水槽容量 : 系統別に一次貯水槽の有効容量を記載する。
- (2) 設置場所 : (1)の設置されている階層を記載する。
- (3) 用途 : 該当する用途を○で囲む。（複数選択可）
- (4) 原水の種類 : 該当するものを○で囲む。（複数選択可）
- (5) 原水のし尿含有の有無 : 再生水及び工業用水等を原水に使用する場合、処理水の原水に、し尿が含まれているかの有無を○で囲む。
- (6) 塩素滅菌器の型式 : 設置している滅菌器のメーカー名・型式を記載する。
- (7) 給水末端 : (1)から最も遠い末端の検水栓の位置を記載する。

【修景設備】

- 1 修景設備の有無 : 設置の有無を○で囲む。
- 2 修景系統 : 系統ごとの詳細を記載する。
- (1) 原水 : 該当するものを○で囲む。
- (2) 形態 : 該当するものを○で囲む。
- (3) 設置場所 : 設置されている場所を○で囲む。

《排水設備》

【排水槽】

- 1 雜排水槽 : 手洗い、機械室排水、ドレン排水、厨房排水など便所排水（汚水）を含まない排水を貯留する槽について記載する。（多数設置されている場合、別添として槽ごとに記載する。）
- (1) 雜排水槽 : 設置の有無を○で囲む。
の有無
- (2) 雜排水槽の数 : 設置している雑排水槽の数の合計を記載する。
- (3) 総容量 : 全ての雑排水槽で貯留する容量の合計を記載する。
- (4) 容量 : 各雑排水槽の設定水位での貯水量を記載する。
(容器としての水槽の大きさではない。)
- (5) 設置場所 : (1)の設置されている階層を記載する。
- (6) 排水調整 : 下水道放流に関する下水道管理者から時刻指定
・排水量規制等の指示の有無を○で囲む。
- (7) ばっ気・攪拌 : 設置の有無を○で囲む。いずれかの機能を持つ
装置の有無 装置が設置されていたら「有」を○で囲む。
- (8) 廉房排水流入 : 廉房排水の流入の有無を○で囲む。
の有無
- 2 汚水槽 : 便所排水のみを貯留する槽について記載する。（多数設置されている場合、別添として槽ごとに記載する。）
- (1) 汚水槽の有無 : 設置の有無を○で囲む。
- (2) 汚水槽の数 : 設置している汚水槽の数の合計を記載する。
- (3) 総容量 : 全て汚水槽で貯留する容量の合計を記載する。
- (4) 容量 : 各汚水槽の設定水位での貯水量を記載する。
(容器としての水槽の大きさではない。)
- (5) 設置場所 : (1)の設置されている階層を記載する。
- (6) 排水調整 : 下水道放流に関する下水道管理者から時刻指定
・排水量規制等の指示の有無を○で囲む。
- (7) ばっ気・攪拌 : 設置の有無を○で囲む。いずれかの機能を持つ
装置の有無 装置が設置されていたら「有」を○で囲む。
- 3 合併槽 : 雜排水及び汚水の両方を貯留する槽について記載する。（多数設置されている場合、別添として槽ごとに記載する。）

- (1) 合併槽の有無：設置の有無を○で囲む。
- (2) 合併槽の数：設置している合併槽の数の合計を記載する。
- (3) 総容量：全ての合併槽で貯留する容量の合計を記載する。
- (4) 容量：各合併槽の設定水位での貯水量を記載する。
(容器としての水槽の大きさではない。)
- (5) 設置場所：(1)の設置されている階層を記載する。
- (6) 排水調整：下水道放流に関する下水道管理者から時刻指定
・排水量規制等の指示の有無を○で囲む。
- (7) ばっ気・攪拌：設置の有無を○で囲む。いずれかの機能を持つ
装置の有無　装置が設置されていたら「有」を○で囲む。
- (8) 廚房排水流入：厨房排水の流入の有無を○で囲む。
の有無

【浄化槽】

- 1　浄化槽の有無　：設置の有無を○で囲む。
- 2　規　模　　：処理能力を記入する。(合併処理の場合はその旨)

《その他》

【厨 房】

- 厨房の数　　：当該特定建築物内に設置されている飲食店・社員食堂等の厨房施設設置数の合計を記載する。

【清 扱】

- ：当該建築物の統一的な廃棄物、再利用対象物保管場所について、所在を特定するために記載する。(テナントごとに管理している場所を除く。)
 - (1) 廃棄物集積場所：各自治体と協議後、条例規定等による設置届に
の面積　　に記載されている面積を記載する。
 - (2) 設置場所　　：(1)の設置されている階層を記載する。

【アスベスト】

- ：当該特定建築物の吹付けアスベストの施工状態を記載する。
なお、アスベストに関しては、建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法等に法令規定があるので、併せて必要な手続き、届出についての詳細を担当部局に問い合わせる。
 - (1) 施工場所　　：現状で吹付けアスベストが施工されている場所を記載する。
 - (2) 処　置　　：(1)の状態を記載する。